

災害等扶助交付金の交付実績等について

2024年12月4日
電力広域的運営推進機関 事務局

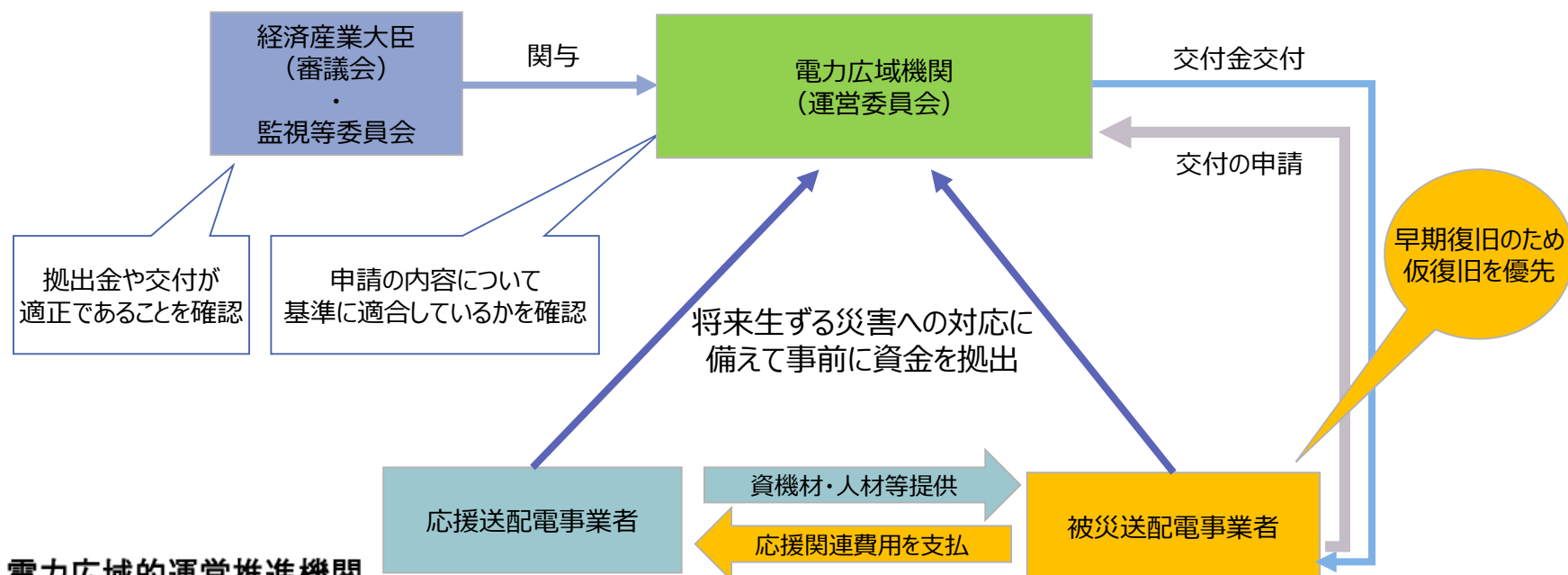
- 1． 2023年度以降の災害等扶助交付金の交付実績
- 2． 制度運用開始以降の交付実績
- 3． 2024年度運用要領改定の適用事例
- 4． 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の設定

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域的運営推進機関の業務として、災害復旧に係る費用の一部を交付する相互扶助制度の創設が盛り込まれた。
- その後、第1回(2020年12月10日)及び第2回(2021年2月8日)運営委員会において、制度運用のほか、拠出金総額及び積立基準額に係る議論を行い、これを踏まえた国からの通知(※)を得て、2021年4月より『災害等復旧費用の相互扶助制度』の運用を開始した。

(※) 拠出金総額は、2021～2022年度は9.9億円、2023～2025年度は62.1億円、積立基準額は94億円と設定

- 運用開始以降、理事会にて計51件を交付決定している（2020年度8件、2021年度8件、2022年度12件、2023年度14件、2024年度(10月末現在)9件）。
- 本日は、運用要領3(4)オ.「運営委員会への報告」の規定に基づき、**2023年度以降に理事会にて決定した交付実績等をご報告**するとともに、これまでの実績等を踏まえ、**2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額設定の方向性に関し、検討状況をご報告**させていただきます。

- 相互扶助制度は、災害を全国大の課題として捉え、停電復旧に係る対応の大規模化・長期化に伴い、早期復旧を優先するために生ずるコストの増大に備えることが創設の趣旨であり、被災送配電事業者は、一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用等について、本制度の適用を受けることができる。
- なお、各事業者が将来生ずる災害への対応に備えて拠出する金額が過剰とならないよう、被災事業者にも一定程度の自己負担（対象金額の1割で設定）を求めている。
- また、国が本機関からの報告に基づき運用状況を確認するなど、制度的に関与する仕組みとなっている。



- 発災前・発災直後・事後のいずれかの判断タイミングにおいて、災害基準要件を満たす場合、本制度の適用対象となる。

(災害基準要件の一覧)

判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料
発災前	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	—
	・（台風）非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合	・気象庁データ他
	・（災害共通）大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合	・気象庁データ他
	・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請
発災直後	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	—
	・（災害共通）停電軒数（戸数）10万以上	・事業者が公表する最大供給支障軒数
	・（台風・豪雨）最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速：10分間平均風速の最大値	・気象庁データ他
	・（台風・豪雨）1時間降水量が80mm以上を観測した場合	・気象庁データ他
	・（地震）最大震度6弱以上を観測した場合	・気象庁データ他
	・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請
事後	●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合	—
	・（災害共通）相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要（kWh）×1銭以上	・事業者が申請する対象費用 ・供給計画の年間想定需要（使用端）
	※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合	・国と協議（必要があれば国の審議会等でも審議）の上、理事会で決議

1. 2023年度以降の災害等扶助交付金の交付実績
2. 制度運用開始以降の交付実績
3. 2024年度運用要領改定の適用事例
4. 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の設定

- 2023年度の交付決定は**全14件**（**2022年度発災分が6件、2023年度発災分が8件**）
- 個別に審査し、**5件の減額査定を行い、交付を決定した。**

	No.	対象事業者	発災年月	災害件名	災害基準適用要件	最大停電戸数	交付決定額	減額査定
2023年度交付	1	四国電力送配電	2022年9月	台風14号	非常に強い台風予想進路	36,214戸	2.61億円	有 (△89千円)
	2	関西電力送配電	2022年9月	台風14号	非常に強い台風予想進路	9,940戸	0.28億円	無
	3	中部電力パワーグリッド	2022年9月	台風14号	非常に強い台風予想進路	約6,240戸	0.69億円	有 (△83千円)
	4	中部電力パワーグリッド	2022年9月	台風15号	停電軒数10万戸以上 1時間降水量80mm以上	約120,220戸	0.54億円	有 (△1,016千円)
	5	東北電力ネットワーク	2022年12月	大雪	対象費用5億円以上	29,378戸	9.32億円	有 (△13,694千円)
	6	北海道電力ネットワーク	2022年12月	暴風雪	対象費用年間想定需要 (kWh)×1銭以上	25,749戸	3.59億円	無
	7	北陸電力送配電	2023年5月	奥能登地震	最大震度6弱以上	98戸	0.09億円	無
	8	四国電力送配電	2023年6月	台風2号	1時間降水量80mm以上	1,868戸	0.03億円	無
	9	関西電力送配電	2023年6月	台風2号	1時間降水量80mm以上	5,116戸	0.29億円	無
	10	中国電力ネットワーク	2023年6月	豪雨	1時間降水量80mm以上	1,985戸	0.06億円	無
	11	北陸電力送配電	2023年6月	大雨	1時間降水量80mm以上	60戸	0.02億円	無
	12	北陸電力送配電	2023年7月	大雨	1時間降水量80mm以上	1,430戸	0.15億円	無
	13	九州電力送配電	2023年7月	大雨	大雨特別警報	約1,480戸	0.61億円	無
	14	九州電力送配電	2023年8月	台風6号	非常に強い台風予想進路	約18,000戸	4.96億円	有 (△114千円)
合 計							23.24億円	－

※減額は、申請対象の認識誤りや申請内容の軽微な誤りによるものであり、同様の誤りが発生しないよう、各事業者への事例の共有・運用要領での明確化等の取組みを継続していく。

- 2024年度(10月末現在)の交付決定は**全9件（2023年度発災分が9件）**
- 個別に審査し、**1件の減額査定を行い、交付を決定した。**

	No.	対象事業者	発災年月	災害件名	災害基準適用要件	最大停電戸数	交付決定額	減額査定
2024年度交付	1	沖縄電力	2023年8月	台風6号	停電軒数10万戸以上	215,800戸	3.3億円	無
	2	関西電力送配電	2023年8月	台風7号	1時間降水量80mm以上	56,600戸	1.48億円	有 (△761千円)
	3	中国電力ネットワーク	2023年8月	台風7号	1時間降水量80mm以上 大雨特別警報	1,490戸	0.14億円	無
	4	東北電力ネットワーク	2023年9月	台風13号	1時間降水量80mm以上	10,729戸	0.44億円	無
	5	東京電力パワーグリッド	2023年9月	台風13号	1時間降水量80mm以上	15,039戸	0.17億円	無
	6	東北電力ネットワーク	2024年1月	能登半島地震	最大震度6弱以上	4,156戸	0.38億円	無
	7	沖縄電力	2023年8月	台風6号	停電戸数10万戸以上	215,800戸	1.19億円	無
	8	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震	最大震度6弱以上	約40,000戸	15.54億円	無
	9	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震	最大震度6弱以上	約40,000戸	6.61億円	無
	合 計						29.25億円	—

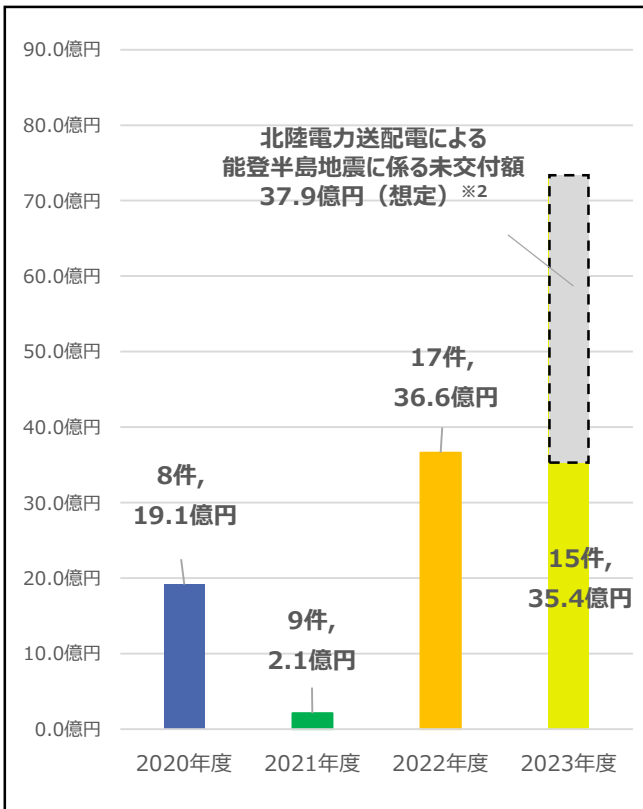
※減額は、申請内容の軽微な誤りによるものであり、同様の誤りが発生しないよう、各事業者への事例の共有・運用要領での明確化等の取組みを継続していく。

1. 2023年度以降の災害等扶助交付金の交付実績
2. 制度運用開始以降の交付実績
3. 2024年度運用要領改定の適用事例
4. 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の設定

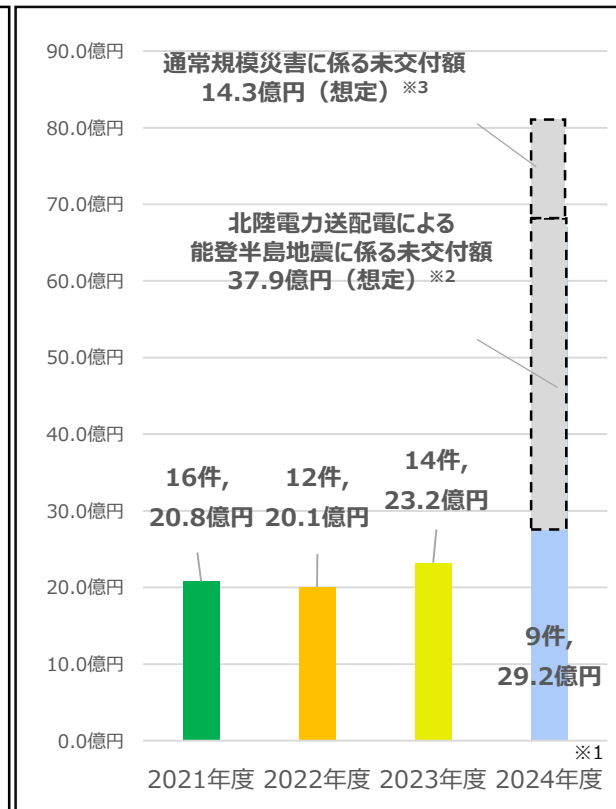
制度運用開始以降の交付実績

- 本制度は、適用対象を2020年度発災分からとした上で、2021年度から運用を開始したため、2020年度発災分は、全て2021年度に交付決定している。
- 交付決定ベースの交付実績において、2023年度までの年平均交付額は、約20億円で推移しているが、**2024年度の交付額は、能登半島地震の仮復旧費用等により、大幅に増加する見込み**である。

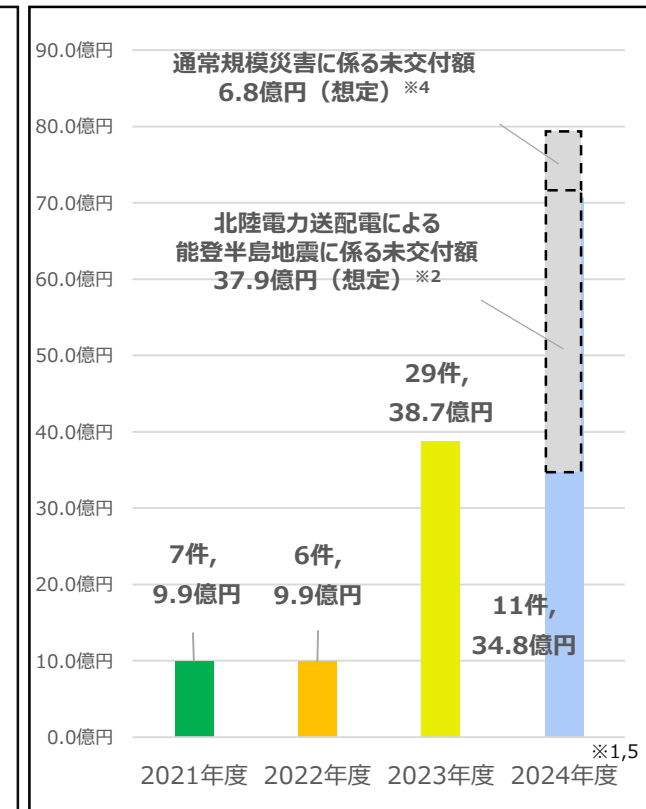
発災ベース



交付決定ベース



実払いベース



※1 2024年度の交付実績は10月末まで反映

※2 第59回料金制度専門会合（令和6年8月20日）資料3-1「令和6年能登半島地震災害対応」において、仮復旧費用は60億円程度とされているため、能登半島地震に係る未交付額（想定）は、約60億円から既交付額約22億円を差し引いた約38億円にて計上

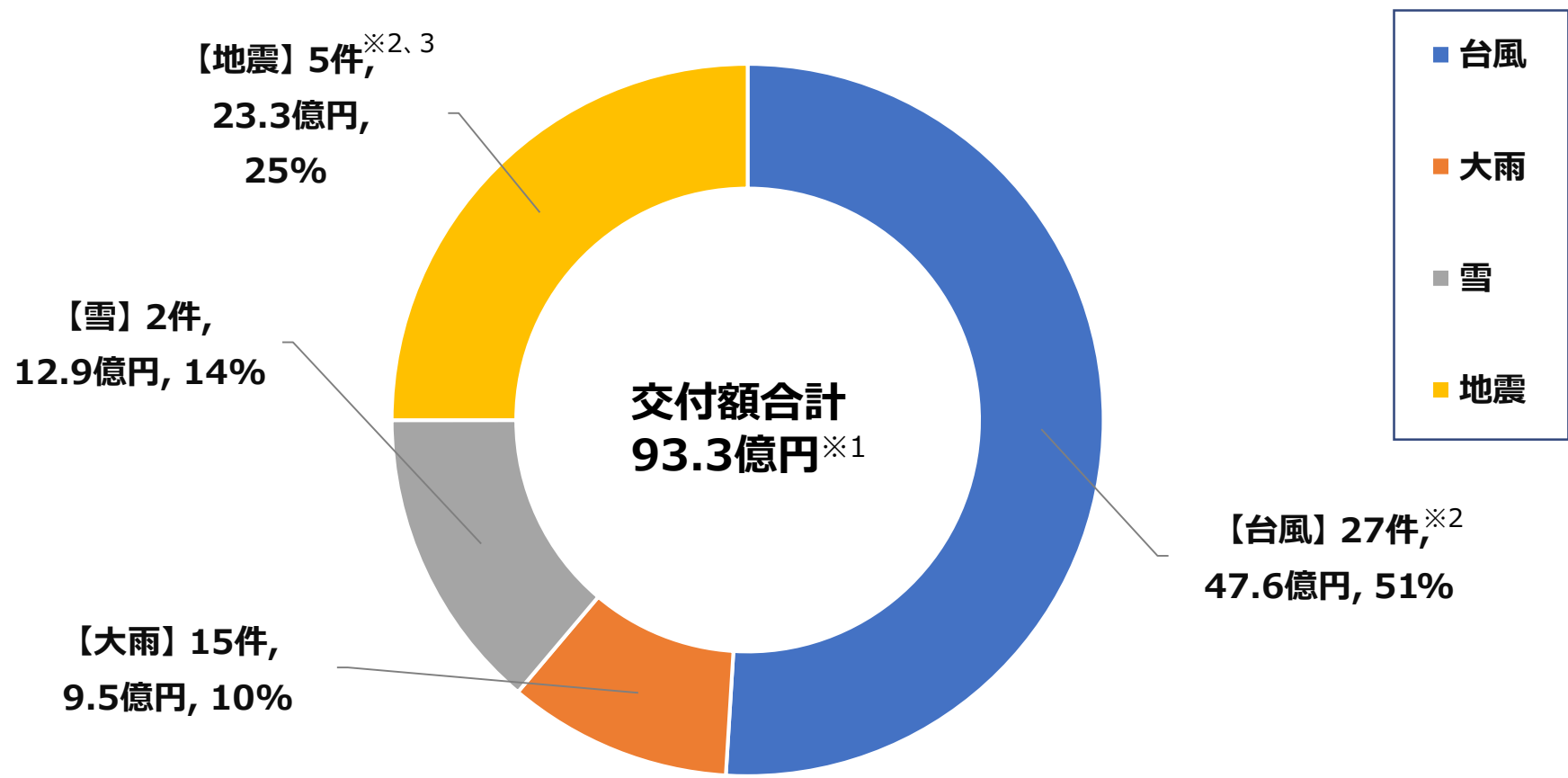
※3 2021～2023年度の1年当たり平均交付金額（交付決定ベース）21.4億円から既交付決定額約7.1億円を差し引いた約14.3億円を計上

※4 2021～2023年度の1年当たり平均交付金額（実払いベース）19.5億円から既交付額約12.7億円を差し引いた約6.8億円を計上

※5 2024年度の実払いの原資は、前年度からの繰越積立金23.4億円＋2024年度拠出金総額62.1億円＝85.5億円

- 交付額・交付件数ともに台風の占める割合が最も大きく、交付額は全体の51%、件数は全体の55%となっている。

【災害事由別（交付決定ベース）】

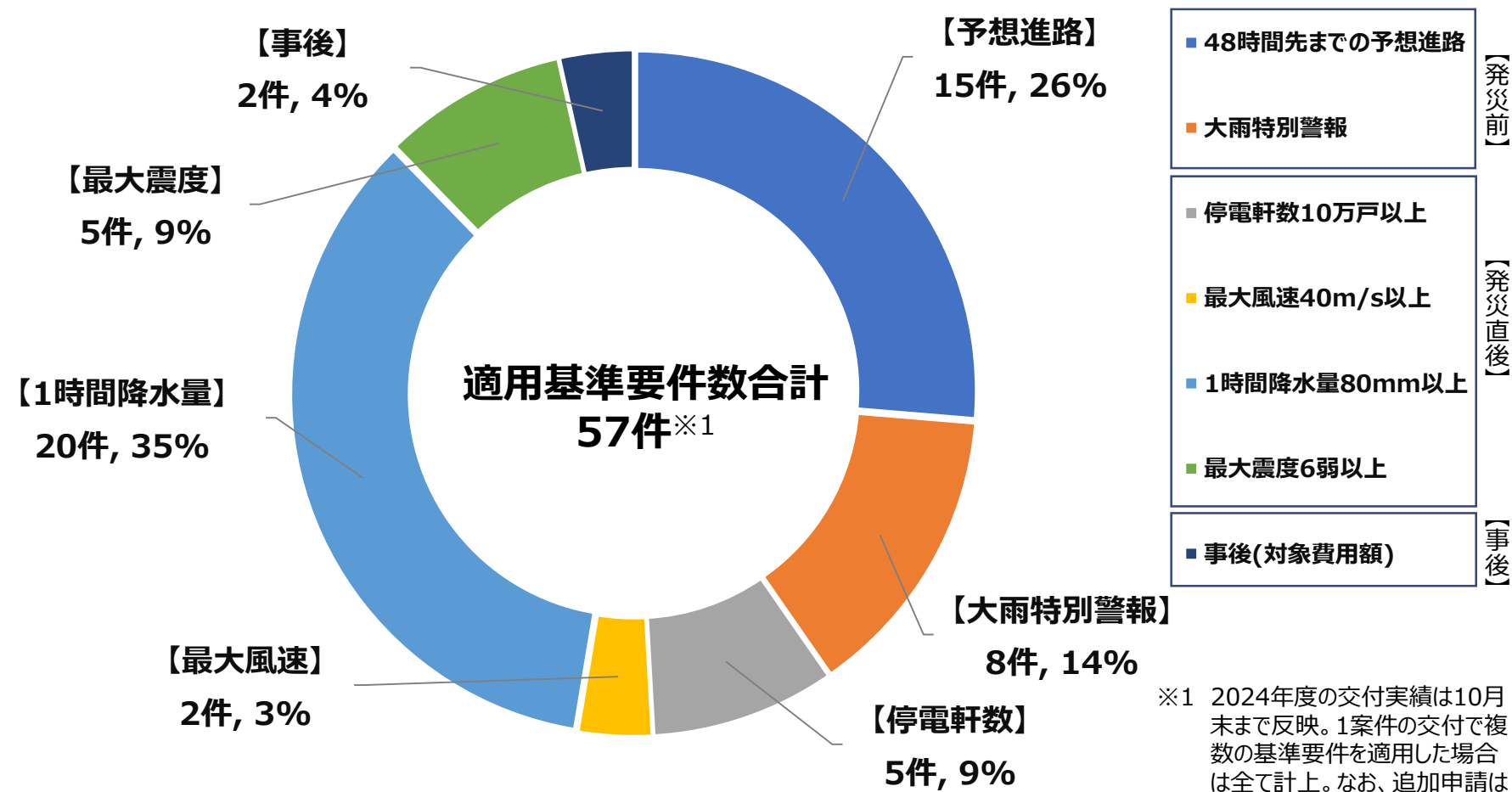


交付件数合計 49件^{※1}

※1 2024年度の交付実績は10月末まで反映
※2 追加申請は、金額のみ計上し、件数は計上せず
※3 能登半島地震に係る交付額がさらに増加する見込み

- 交付件数は、「1時間降水量が80mm以上」が20件と最も多く、次いで「48時間先までの予想進路」が15件であった。
- 「事後（対象費用が5億円以上又は年間想定需要（kWh）×1銭以上）」を適用したものは2件であった。

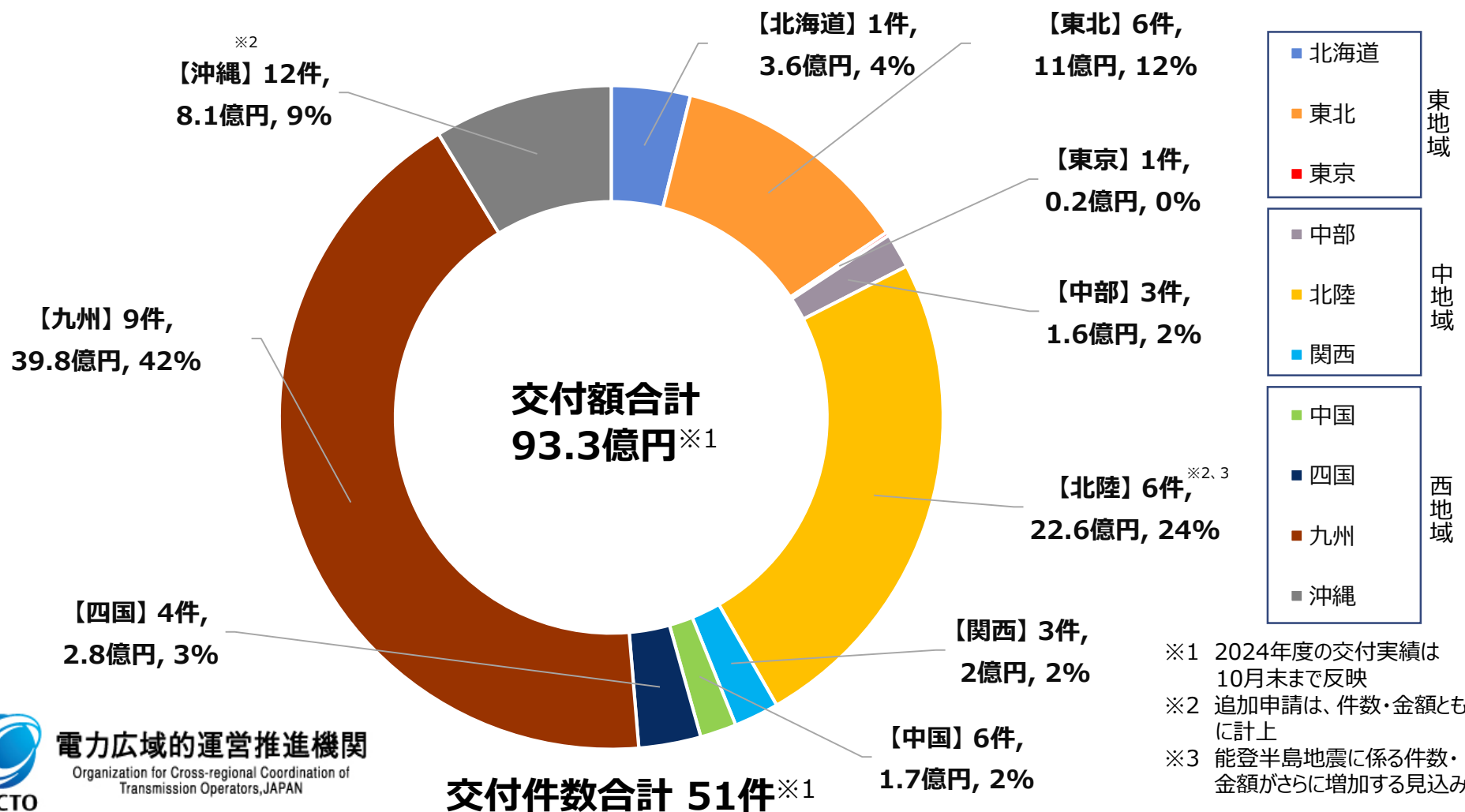
【災害基準要件別（交付決定ベース）】



エリア別の交付実績

- **交付額は、九州エリアの占める割合が最も大きく全体の42%、次いで北陸が24%となっており、地域別では、東地域16%、中地域28%、西地域56%となっている。**
- **交付件数は、沖縄エリアが12件と最も多く、次いで九州が9件であった。**

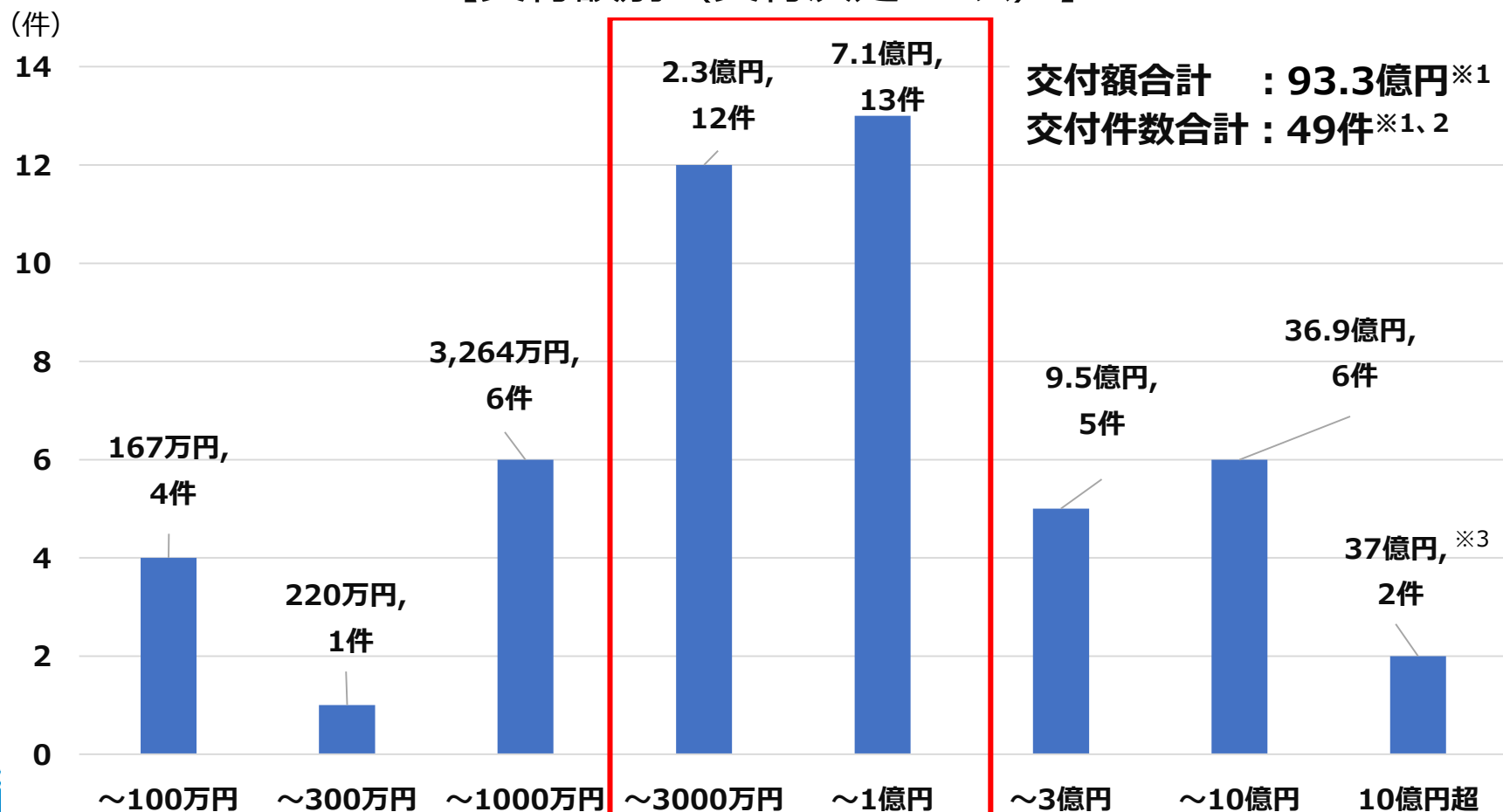
【エリア別（交付決定ベース）】



交付額別の交付実績

- **交付件数は、「1000万円超～3000万以下」と「3000万円超～1億円以下」の範囲が25件と全体の51%を占めている。**
- 1件当たりの平均交付額は1.9億円、中央値の交付額は0.3億円であった。

【交付額別（交付決定ベース）】



※1 2024年度の交付実績は10月末まで反映 ※2 同一案件で複数回申請された場合は1件として計上 ※3 能登半島地震に係る交付額がさらに増加する見込み

1. 2023年度以降の災害等扶助交付金の交付実績
2. 制度運用開始以降の交付実績
3. 2024年度運用要領改定の適用事例
4. 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の設定

- 能登半島地震の発生を受け、北陸電力送配電からなされる申請作業の長期化・大規模化の可能性が想定されるなか、2024年4月に、国が特定非常災害として指定した場合等には、追加申請の期限及び回数を限定しないものとするなど、柔軟な対応を可能とする一部運用変更をプッシュ型で行った。
(第10回運営委員会（2024年4月19日書面開催）にてご審議いただいたもの。)
- その後、北陸電力送配電にて、申請作業の長期化・大規模化を踏まえ、申請準備が完了したものから分割して申請がなされ、今後も申請が予定されており、当該運用要領の改定が実際に適用されている。

【北陸電力送配電からのこれまでの申請実績】

	申請時期	申請内容	交付額（交付時期）
初回申請	2024年8月	他電力応援費用（3社）・時間外労務費	15.5億円（2024年9月）
追加申請	2024年9月	他電力応援費用（3社）	6.6億円（2024年10月）

運用要領の規定（抜粋）

※下線部分が改定箇所

工. 追加申請

被災事業者は、申請開始日から 6 か月以内に申請準備が出来ない場合には、準備完了分の申請を行うとともに、一度に限り、追加申請を申し込むことができる。追加申請は、所定の書式を提出の上、その事由が妥当なものであると認められた場合に、初回の申請日の翌日から、更に 6 か月間以内に申請を追加することができる。

ただし、災害について、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって被災事業者の申請に基づき特別な事由があると認める場合には、追加申請の期限及び回数を限定しない。

- 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、仮復旧作業及び申請作業の長期化、他電力応援の大規模化を踏まえた柔軟な対応を可能とする一部運用変更をあらかじめプッシュ型で行う。
- なお、相互扶助制度の運営では、引き続き「適正かつ効率的な申請・審査」、「交付金の迅速な支払い」、「拠出金の適正管理」に十分配慮。かかる観点から、速やかな対応が必要な最小限の変更を行うもの。

審議事項

1	追加申請の 期限及び 回数上限の 撤廃	【現行ルール】 - 申請開始日から6か月以内に申請準備ができない場合には、初回の申請日の翌日から更に6か月以内に、一度に限り、追加申請が可能。 【改定案】 - 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、追加申請の期限及び回数を無制限とする。
2	仮復旧費用 の対象期間 の拡大	【現行ルール】 - 仮復旧工事については、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧）以降の工事についても対象としているが、一部の工事は、その期間を仮復旧終了扱い日から概ね1か月以内としている。 【改定案】 - 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず、本制度の対象とする。
3	早期の申請 の可能化	【現行ルール】 - 申請開始日は仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）の翌日としており、そのため、99%停電復旧後でなければ申請はできない。 【改定案】 - 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、他事業者による応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請を可とする。

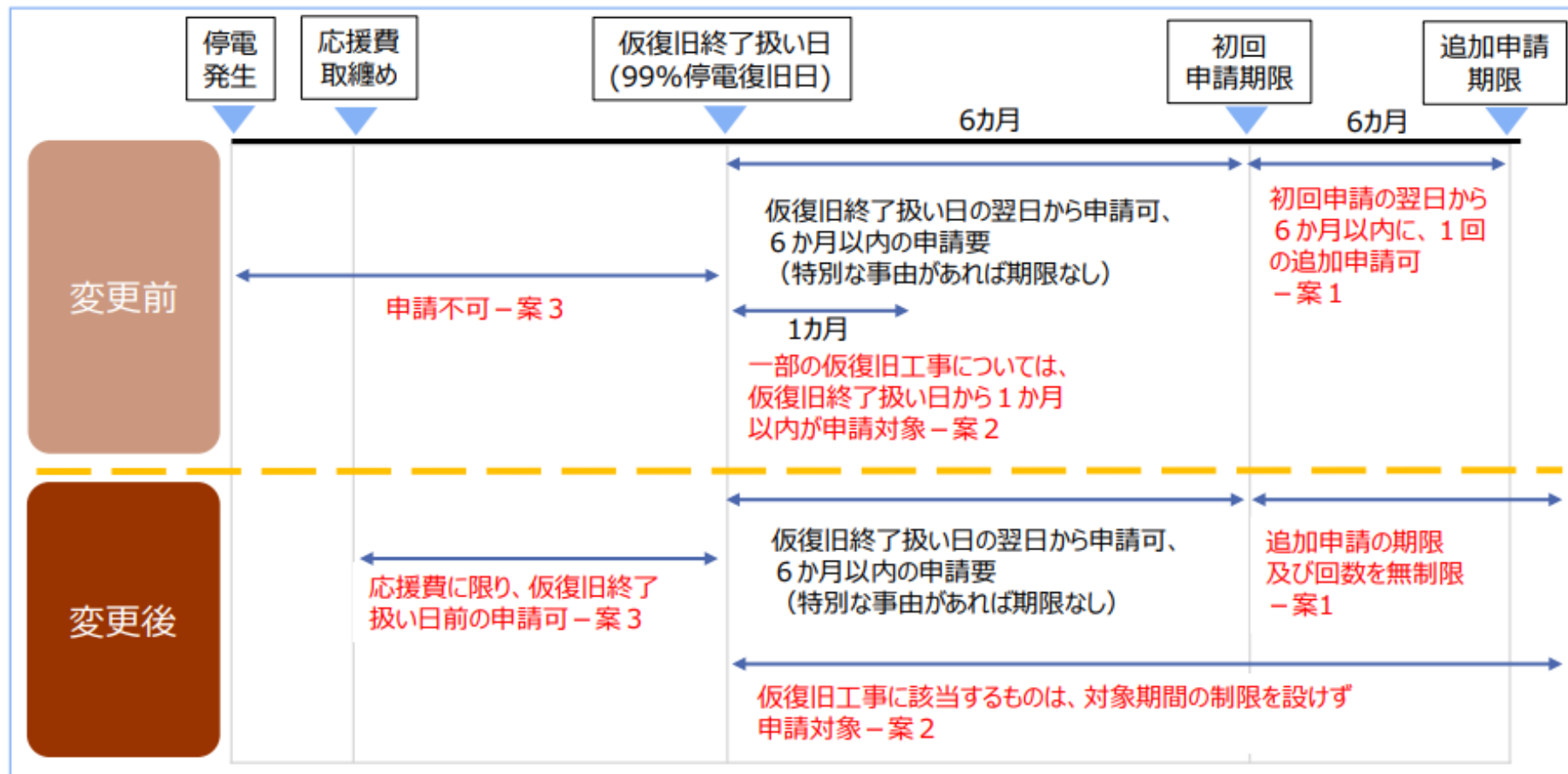
〔補足〕北陸電力送配電による能登半島地震に係る申請では、上記1は適用中、2は今後の申請において適用の可能性あり、3は結果として適用（仮復旧終了扱い日前の申請）なし

✓ 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合に適用する

案(審議事項) 1 : 追加申請の期限及び回数を無制限とする

案(審議事項) 2 : 仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とする

案(審議事項) 3 : 他事業者による応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日(99%停電復旧日)前の申請を可とする



1. 2023年度以降の災害等扶助交付金の交付実績
2. 制度運用開始以降の交付実績
3. 2024年度運用要領改定の適用事例
4. 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の設定

相互扶助制度の課題等について

- 第9回運営委員会（2023年11月22日）において、本制度運用の課題となり得る事項について、ご報告させていただきました。
- そのうち、本日は、「**①2026年度以降の拠出金総額及び積立基準額設定**」の方向性に関し、**検討状況をご報告**させていただきたい。

1. 相互扶助制度の課題等

17

- 相互扶助制度運用の課題となり得る事項の例は、現時点において下表のとおり。

①2026年度以降の拠出金総額及び積立基準額の設定

②災害基準要件の見直し（必要に応じ）

③運用要領の改定（報告）

④制度を一層合理的・効率的なものとするための方策を模索
（エリア別支払実績の拠出金への反映、パラメトリック方式の導入 等）

今回、ご報告させていただく内容。

第9回運営委員会にて検討。
直ちに採用すべきとされる案はなかったものの、引き続き本制度の運用状況を見つつ、実施の要否について検討していく。

制度運用開始以降の拠出金総額及び積立基準額等について

- 2021～2025年度の拠出金総額及び積立基準額については、5年毎に見直しすることとしており、国からの通知を基に、理事会にて**拠出金総額を2021～22年度9.9億円、2023～25年度62.1億円、積立基準額を94億円と決定し運用**している。
- 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額の検討に当たっては、**運用要領における設定の考え方に**基づき、**これまでの交付実績等を踏まえつつ検討**する。

当時の託送料金制度下における経過措置として、託送料金原価に含まれる各社の災害復旧修繕費の内数として設定。
(当時の託送料金での災害復旧修繕費 (24.85億円) × 相互扶助対象試算割合 (0.4))

拠出金総額／年度

【9.9億】

拠出金総額／年度

【62.1億】

②大規模災害
対応分
47億

①通常規模災害
対応分15.1億

拠出金総額／年度

【検討】

②大規模災害
対応分

①通常規模災害
対応分

積立基準額

<2021～22年度>

【94億】

大規模災害
対応分
94億

積立基準額

<2023～25年度>

【94億】

大規模災害
対応分
47億
× 2

積立基準額

<2026～30年度>

【検討】

大規模災害
対応分

- 積立基準額（94億円）は、特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、直近の大規模災害における制度対象費用の概算である、2019年度の大規模災害の交付総額概算を踏まえ算出している。
- 拠出金総額（62.1億円）は、毎年発生する災害への対応分（15.1億円：災害復旧修繕実績の過去10年平均（約38億円）の約4割と想定）に、大規模災害への対応分（47億円：大規模災害が、全国大で2年に一度発生すると考え、積立基準額を2年間で積立て）を加算して算出している。
- 拠出金額の見直しの際は、制度運用開始後の実績を反映することとされている。

③ 拠出金額の基本的な考え方

- 毎年の拠出金額は、制度を安定的に運用するため、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生するような大規模な災害にも対応するための積立分を考慮して設定する必要がある。
- このため、まずは当面の積立基準額と毎年の拠出金額を以下のように考えてはどうか。
 - － 積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定。
 - － その上で、毎年の拠出総額は、（１）過去の実績から想定される１年あたりの平均交付金額に、（２）数年に一度発生するような大規模な災害に対応するための積立分を加算して設定した上で、拠出金額の見直しの際には、制度運用開始後の実績を反映。

<上記の考え方に基づいた試算例>

災害名 (主な被災事業者)	対象費用 (概算)	交付総額 (概算) 【対象費用×0.9】	(参考) 電力会社の公表額等※1
2018年北海道胆振東部地震 (北海道電力)	9.8億円	8.8億円	40億円
2018年台風21号 (関西電力)	22.6億円	20.3億円	102億円
2018年台風24号 (中部電力)	26.6億円	23.9億円	40億円
2019年台風15号 (東京電力)	86.7億円	78.1億円	124億円
2019年台風19号・21号 (東京電力)	17.7億円	15.9億円	42億円
合計	163.4億円	147億円	348億円

⇒交付総額は、損失額の約4割に相当

積立基準額：数年に一度発生するような特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、2019年度の交付総額概算を踏まえれば約90億円

（１）毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年※）の約4割と想定すると約15億円/年

※2010～2019年度分の平均値。特別損失計上の災害は含まれない。

（２）積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると約45億円/年

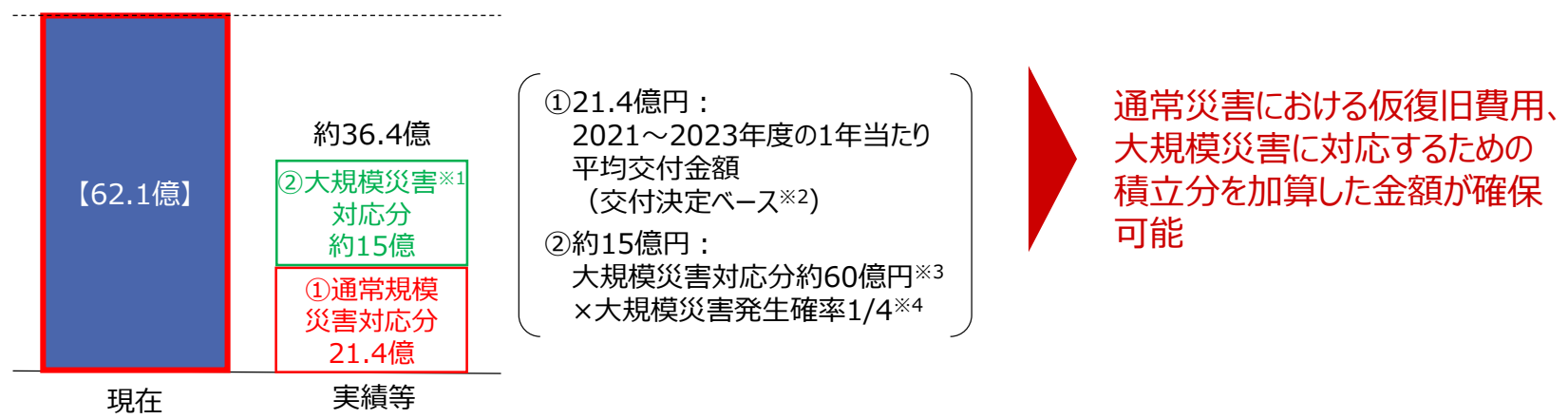
⇒拠出総額 約60億円/年

〔出所〕第11回電力レジリエンスWG資料（令和2年6月16日）資料3 一部追記

7

- 運用要領2(1)イ.において、「拠出金は、過去の実績から想定される **1年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定**する」こととしている。
- 実際の交付実績を踏まえる限りは、現在の拠出金総額については、**これまでの1年あたりの平均交付金額に、能登半島地震級の大規模災害に対応するための積立分を加算した金額を十分確保できる金額水準**となっている。将来の災害発生の不確実性も踏まえれば、現時点では、2026年度以降に向けても引き続き合理性を有する金額水準であり、**現在の設定金額の基本的な規模感を変更するまでの強い理由は見当たらないのではないか。**

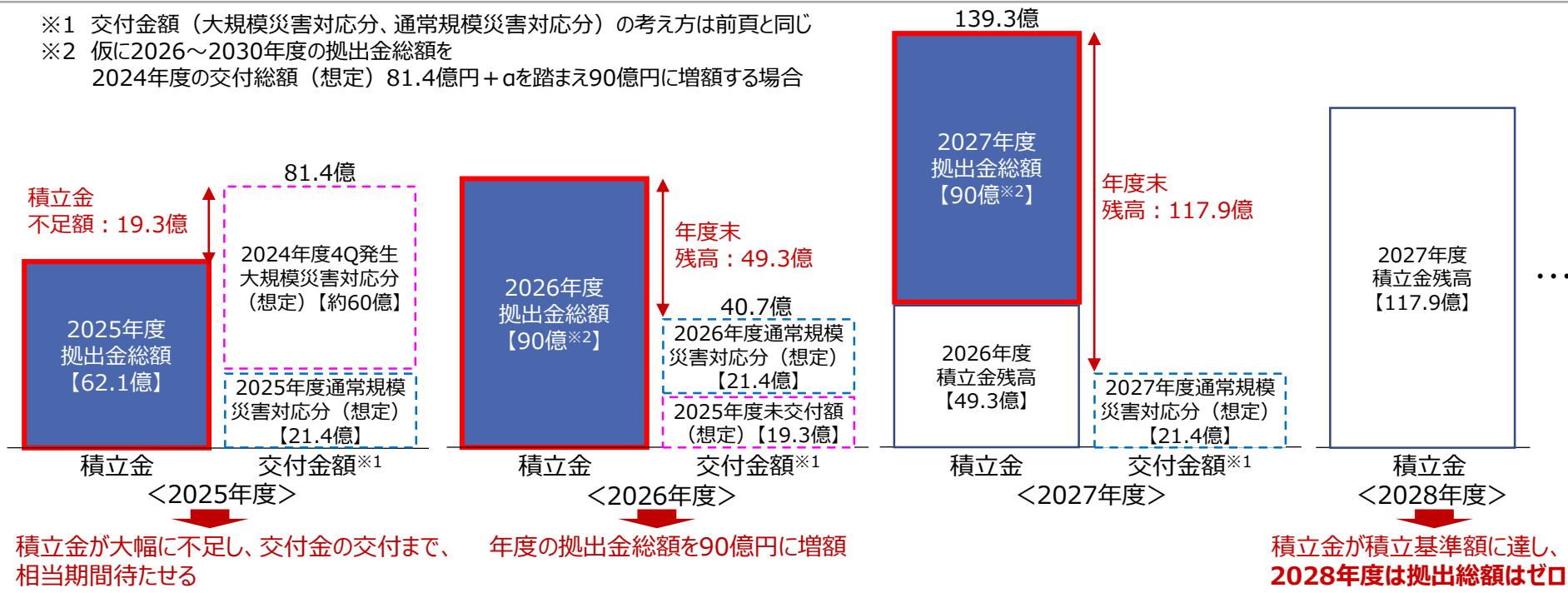
【運用要領における拠出金総額の設定の考え方】



※1 特定非常災害に指定された災害と定義
※2 発災ベースの2020～2023年度の平均交付金額が17.7億円となるところ、保守的に高い方を採用
※3 第59回料金制度専門会合（令和6年8月20日）資料3－1「令和6年能登半島地震災害対応」から抜粋
※4 大規模災害が制度適用対象の2020～2023年度の4年間で一度発生したため

- 一方で、積立金が大幅に不足するケースとして、能登半島地震を超える規模の災害が発生する場合や、4年に一度の発生を想定する大規模災害について、4年を待たず発生し、例えば、2025年度のように、前年度からの繰越積立金がほぼゼロのタイミングに多額の交付金を交付する必要が生じる場合などが考えられる。この場合、交付を翌年度以降とする金額が多額となれば、一般送配電事業者に与える影響が限定的であるとは必ずしも言えない。
- 積立金の大幅な不足リスクに対応するため、仮に2026～2030年度の拠出金総額の増額により対応する場合、大規模災害が発生しなければ、2027年度には積立金が積立基準額に到達し、翌年度は拠出金を請求しないことになるなど、拠出金の年変動、ひいては一般送配電事業者の年度収支の変動が必要以上に激しくなる。
- したがって、積立金の不足リスクに対しては、拠出金総額を一律に増額するのではなく、現在の設定金額は原則維持しつつ、想定以上の大規模災害などが発生した場合に、必要に応じて、5年ごとの見直しを待たず、期中に拠出金総額を見直すことが適当ではないか。

【2025年度に大規模支出が生じるリスクに備えて、年度の拠出金総額の増額で対応する場合の一イメージ】



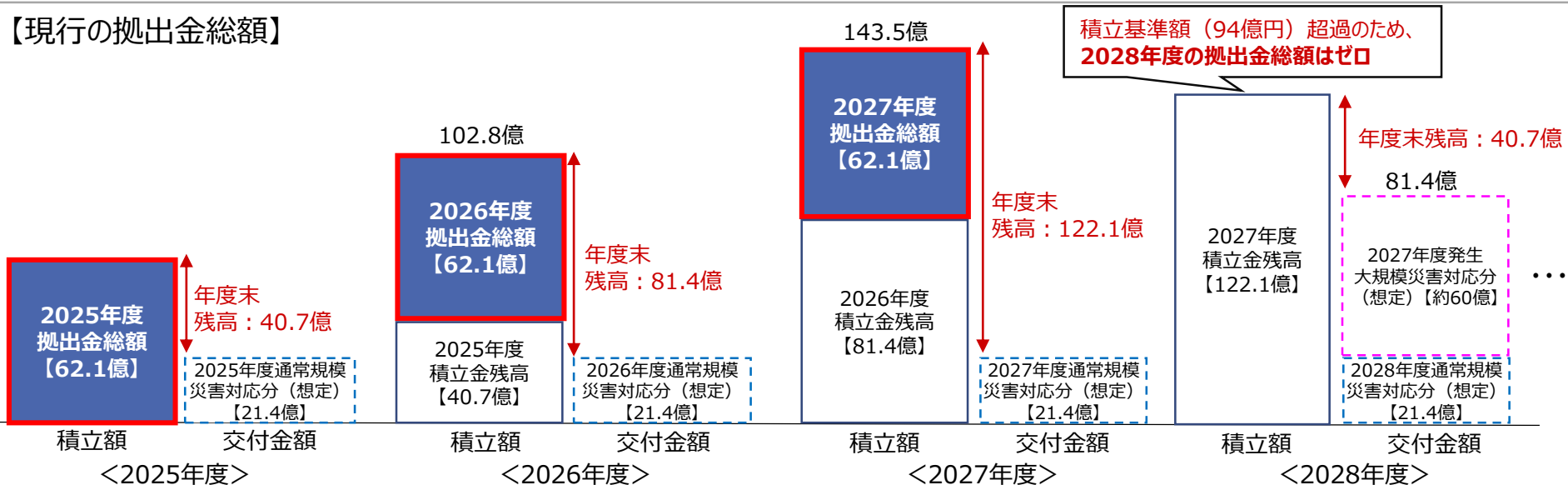
- 運用要領2(1)イ.において、「積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえ設定」することとしている。
- 現在の積立基準額（94億円）は、直近に発生した大規模災害である能登半島地震の仮復旧費用が約60億円であることを踏まえれば、大規模災害への対応に直ちに支障のない金額水準であり、現時点では、引き続き合理性を有する金額であるといえるか。
- 一方で、レベニューキャップ制度を念頭に、一般送配電事業者による拠出金の負担を可能な限り平準化する観点から、現行制度における、前年度末の積立残高が積立基準額を超えると拠出金総額がゼロになる変動が大きい仕組みは見直しの余地があり、積立残高に応じて拠出金総額を見直すことも検討の余地があるのではないか。

【積立基準額の見直し案】（イメージ）

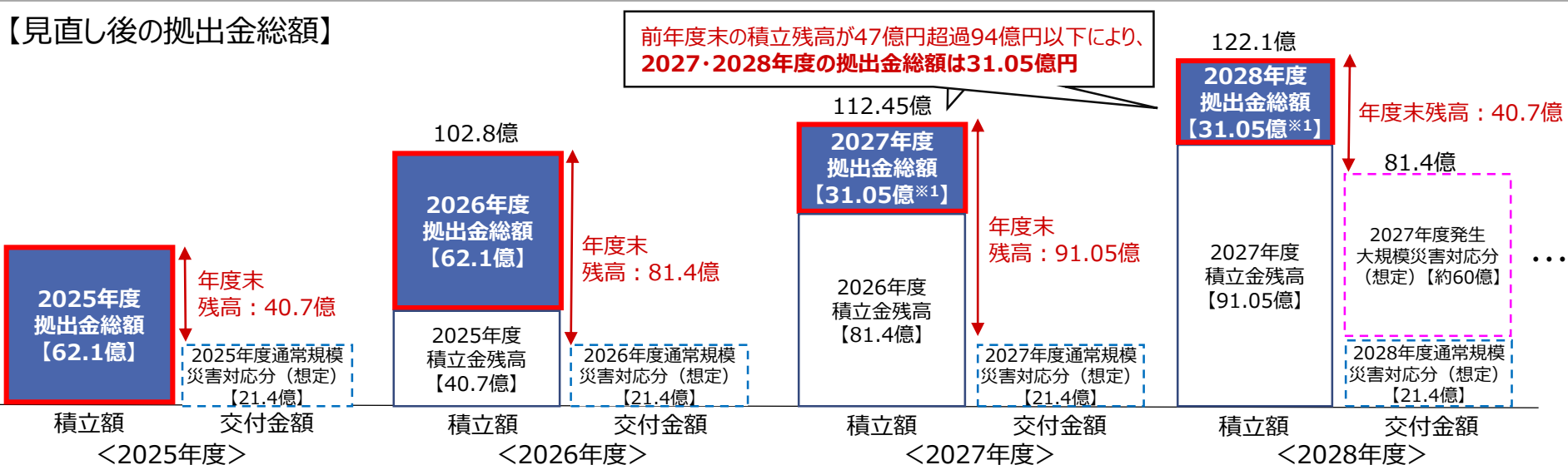
	制度内容
現行	前年度末の積立残高が94億円以下の場合　：62.1億円を拠出 前年度末の積立残高が94億円を超える場合：拠出金を請求しない（0円）
見直し案	前頁のとおり、大規模災害への対応により、一時的に多額の交付金を交付するタイミングが生じ得ること、また、積立金が大幅に不足するケースがあることに鑑み、 <u>年度初めに積立金を80億円（大規模災害対応分約60億円＋通常規模災害対応分約20億円）程度は確保しておくことが運用上望ましく、その上で、レベニューキャップ制度を念頭に、一般送配電事業者による拠出金の負担を可能な限り平準化する</u> 観点から、以下のとおり積立残高に応じて拠出金総額を見直してはどうか。
	前年度末の積立残高が <u>47億円以下</u> の場合： <u>62.1億円を拠出</u> （積立金 0～47億円　＋　拠出金 62.1億円＝ <u>年度初めの積立金 62.1～109.1億円</u> ）
	前年度末の積立残高が <u>47億円超過94億円以下</u> の場合： <u>31.05億円（現在の拠出金総額の50%）を拠出</u> （積立金 47～94億円　＋　拠出金31.05億円＝ <u>年度初めの積立金 78.05超～125.05億円</u> ）
	前年度末の積立残高が <u>94億円超過</u> の場合：拠出金は請求しない（0円）（ <u>年度初めの積立金 94億円超～</u> ）

- 積立残高に応じて拠出金総額を見直すことにより、一般送配電事業者による拠出金負担の平準化が図られる。

【現行の拠出金総額】

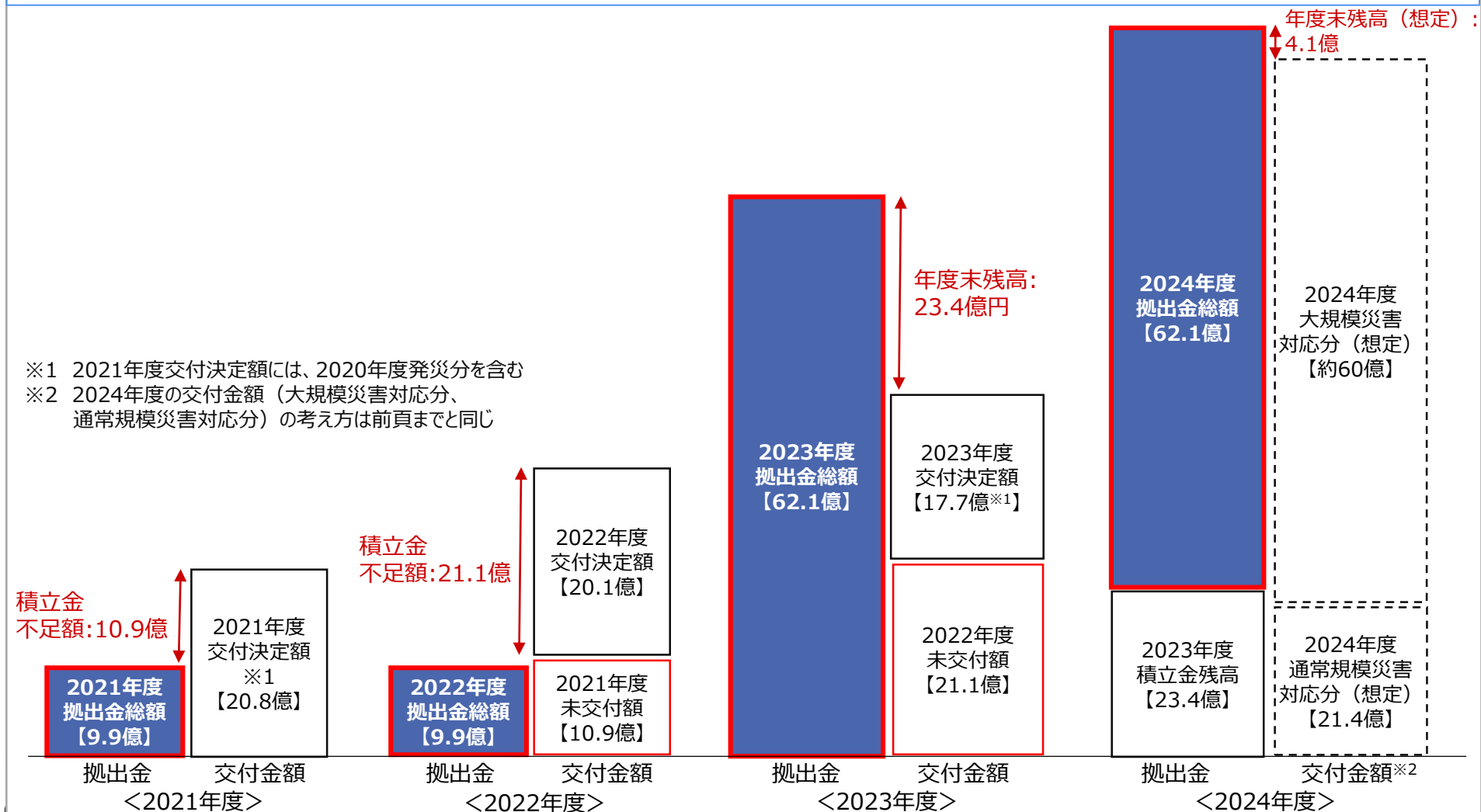


【見直し後の拠出金総額】



※ 交付金額（大規模災害対応分、通常規模災害対応分）及び大規模災害発生確率の考え方は前頁までと同じ（4年間に一度発生すると想定。直近で大規模災害対応の交付金交付を行った2024年度の4年後に当該対応分の交付金を交付する）

- 2021・2022年度末は、積立残高がゼロであったが、**2023年度末に、初めて積立残高が発生。**
- 2024年度は、毎年発生する通常規模の災害に加え、大規模災害である能登半島地震に対応する必要があること等により、一時的に多額の交付金を交付することになるが、現時点においては、**積立金が不足したとしても大幅に不足することはない、一般送配電事業者への影響は限定的**と考えられる。仮に積立金が不足したとしても、翌年度の拠出金が拠出された後速やかに交付するため、**交付の遅れが仮復旧作業の遅れにはつながりにくい。**



- 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額については、引き続き、2024年度の交付実績の動向を注視しつつ、前頁までの検討内容を基に、国や一般送配電事業者とも連携のうえ、2025年度の初め頃に改めて運営委員会にてご審議いただき、**2025年9月※までに決定することを想定している。**

※ 各一般送配電事業者による翌年度の拠出金額の準備のため、当年度の9月目途に、各一般送配電事業者に翌年度の拠出金額を通知する必要があるため。

今後の取組み（予定）	2024年度		2025年度			
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
① 運営委員会へ報告	● 12月4日					
② 2024年度交付実績を確認		←→				
③ 国及び一般送配電事業者と調整		←→				
④ 運営委員会にて審議			←→			
⑤ 審議会へ報告			←→			
⑥ 理事会にて決議、 一般送配電事業者へ通知				● 9月中		